

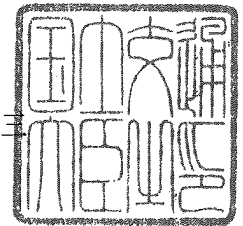
# 認 定 書

国住指第 375 号

平成 19 年 7 月 27 日

株式会社古河テクノマテリアル  
取締役社長 中村 信之 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号ハ〔防火区画貫通部 1 時間遮炎性能〕の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号

PS060WL-0368

2. 認定をした構造方法等の名称

ケーブル・電線管／グラファイト系熱膨張材付 ABS 樹脂製スリーブ・ポリブタジエン系樹脂混入水酸化アルミニウム充てん／壁準耐火構造／貫通部分

3. 認定をした構造方法等の内容

別添のとおり

（注意） この認定書は、大切に保存しておいてください。

## 1. 構造名：

ケーブル・電線管／グラファイト系熱膨張材付ABS樹脂製スリーブ・ポリブタジエン系樹脂混入水酸化アルミニウム充てん／壁準耐火構造／貫通部分

## 2. 申請仕様の寸法：

申請仕様の寸法を表1に示す。

表1 申請仕様の寸法

項 目		申 請 仕 様
開 口 部	形状	円形(φ113.4mm以下) (開口寸法＝鋼製電線管外径)
	面積	0.01m <sup>2</sup> 以下
占 積 率 (鋼製電線管内径面積に対するケーブル・電線管の断面積の総合計の割合)		45.2%以下
貫通する壁の構造等		建築基準法施行令第115条の2の2第1項第一号の規定に基づく準耐火構造(60分) 厚さ 80mm以上 (準耐火構造：ただし、両面強化せっこうボード重張に限る) 及び建築基準法第2条第七号の規定に基づく耐火構造(60分)において、国土交通大臣が認めた壁 厚さ 80mm以上

3. 申請仕様の主構成材料：

申請仕様の主構成材料を表 2 及び管・ケーブルの構成材料を表 3 に示す。

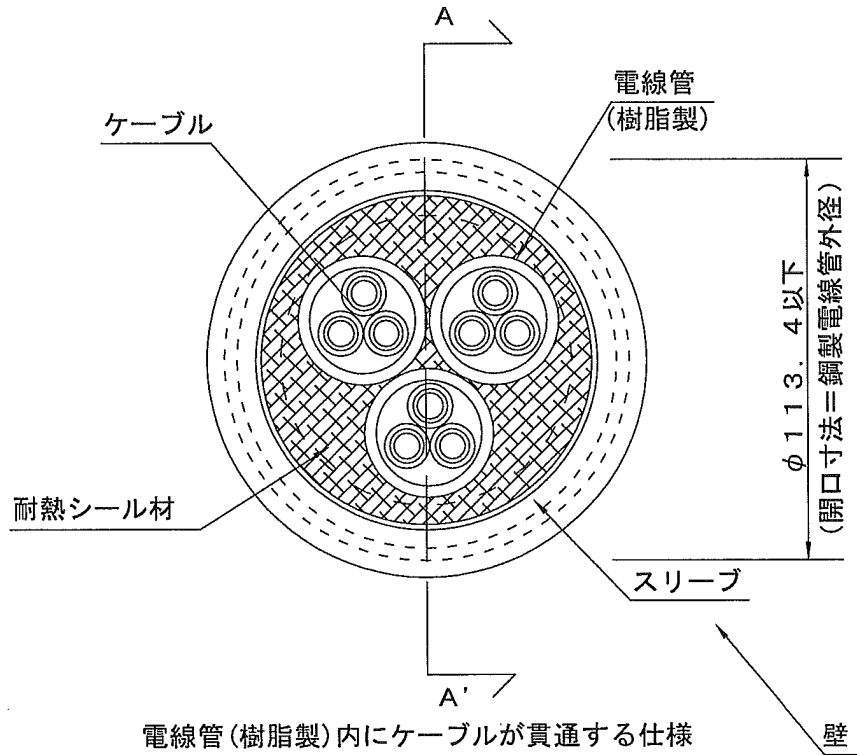
表 2 申請仕様の構成材料

項 目	申 請 仕 様	
ABS樹脂製スリーブ (以下、スリーブという。)	材料	ABS樹脂
	成分、含有率等については、社外秘とさせていただきます。 詳しくは、弊社にお問い合わせ下さい。	
	形状	半割れ筒型（片端に、フランジ付き）
	寸法	全長40mm(詳細は図4参照)
	取付方法	ケーブル・電線管等を挟んで嵌めあわせ、開口部に挿入
グラファイト系熱膨張材（以下、熱膨張材という。）	材料	グラファイト系
	密度	1.32±0.2g/cm <sup>3</sup>
	組成 (質量%)	材料組成は社外秘とさせていただきます
	形状	シート状（スリーブの内側に組込み）
	寸法	厚さ3～7mm（開口寸法による：図4参照）
ポリブタジエン系樹脂混入水酸化アルミニウム充てん材（以下、耐熱シール材という。）	材料	ポリブタジエン系樹脂混入水酸化アルミニウム
	密度	1.78±0.05g/cm <sup>3</sup>
	組成 (質量%)	材料組成は社外秘とさせていただきます
	使用量	隙間が無いよう密に充てん(スリーブのフランジ側に隙間が無いよう密に充てん：幅5mm以上)

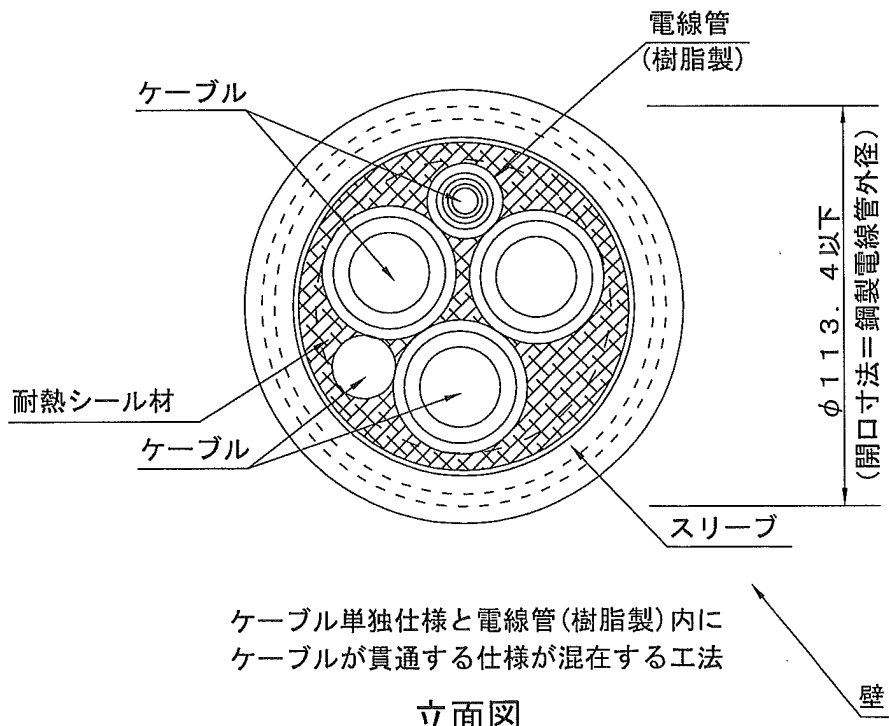
表3 申請仕様のケーブル・電線管の構成材料

項目		申請仕様		
ケーブル	導体(又は芯線)の断面積	325mm <sup>2</sup> 以下(1本あたり)		
	導体(又は芯線)の種類	銅、ガラス繊維、その他これらに類する不燃性の材質		
	絶縁体	ポリエチレン系	厚さ	4.5mm以下
		塩化ビニル系		4.5mm以下
		EPR(エチレンプロピレン系)		4.5mm以下
	介在(円形に調整する充てん材)	紙又は、ジュート又は、ポリエチレン		
シース	ポリエチレン系	厚さ	3.1mm以下	
	塩化ビニル系		3.1mm以下	
	合成ゴム系		3.1mm以下	
電線管	鋼製	材料	鋼製電線管	
		外径	113.4mm以下	
		厚さ	3.5mm以下	
		長さ	300mm以上	
	樹脂製	材料	合成樹脂製可とう電線管(JIS C 8411、PF管)	
		外径	36.5mm以下	

4. 申請仕様の構造説明図：  
申請仕様の構造説明図を図1～図4に示す。



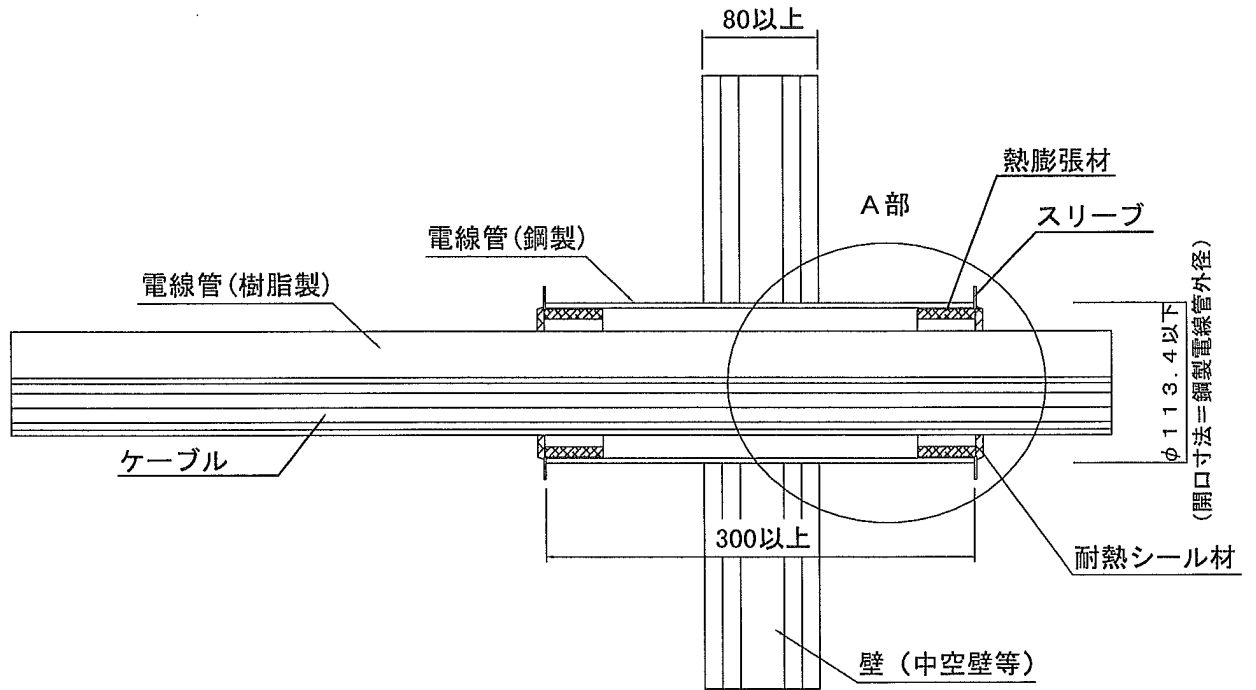
立面図



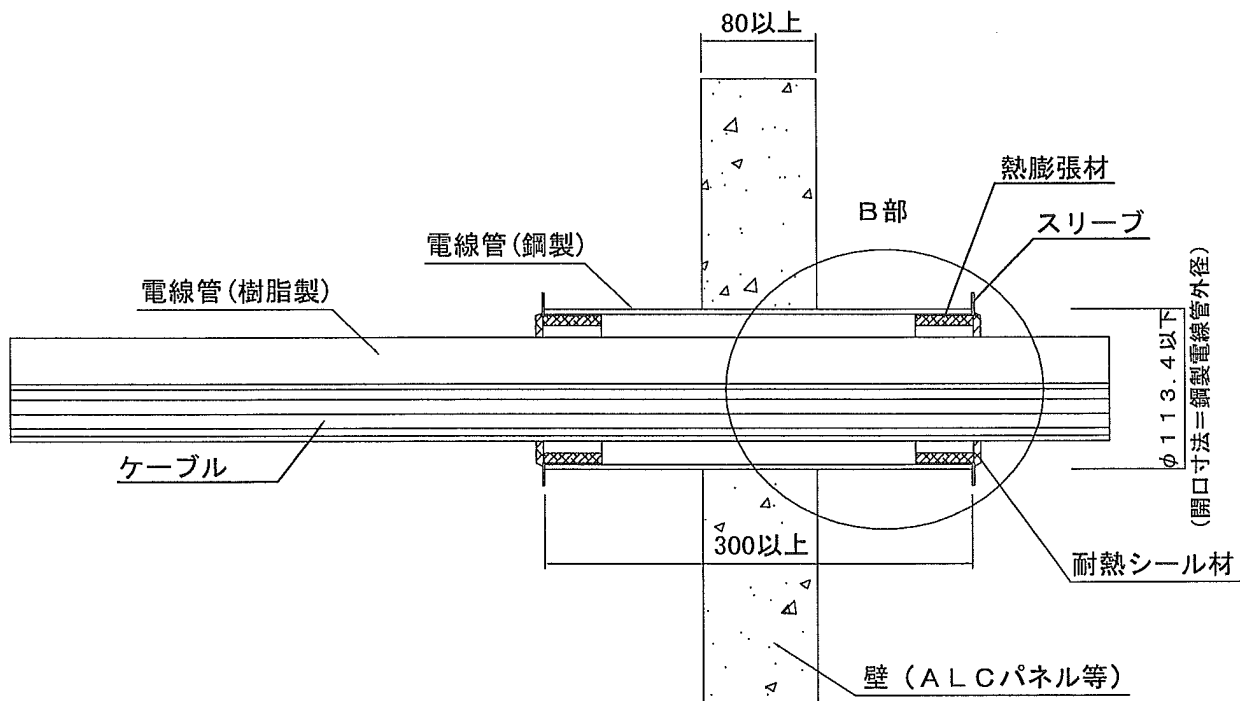
立面図

図 1 構造説明図

単位 mm



A-A' 断面図 (中空壁等の場合)



A-A' 断面図 (ALCパネル等の場合)

図2 構造説明図

単位 mm

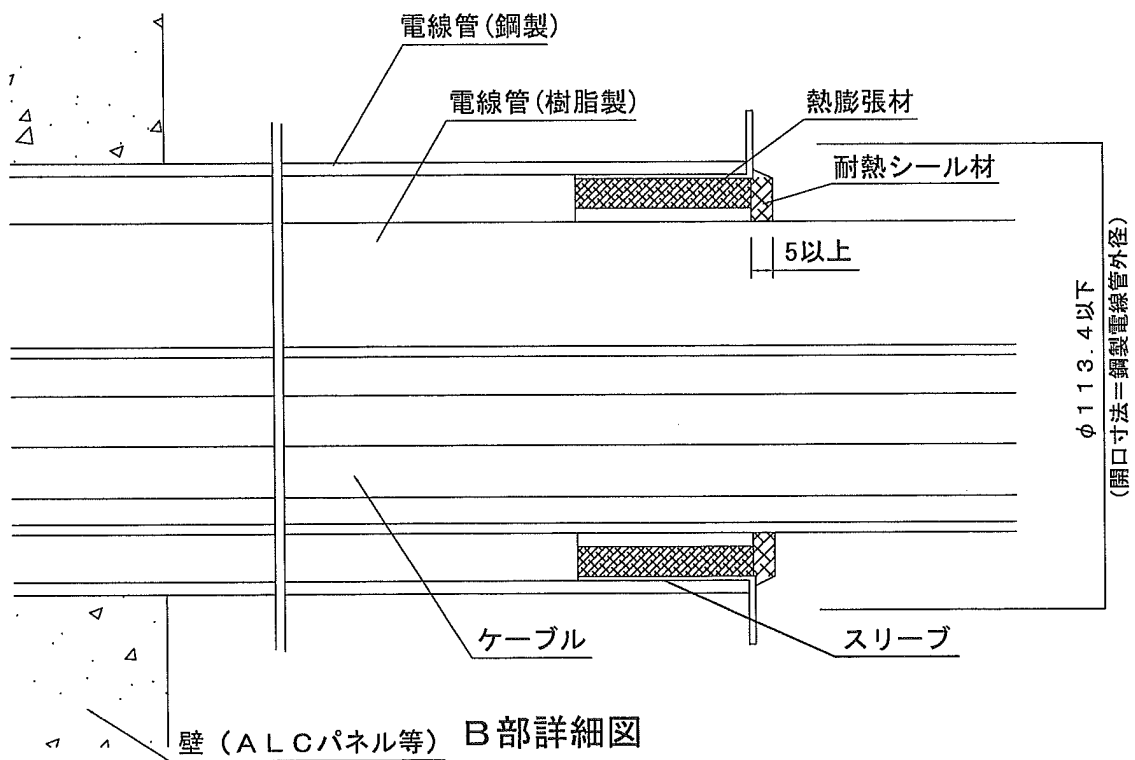
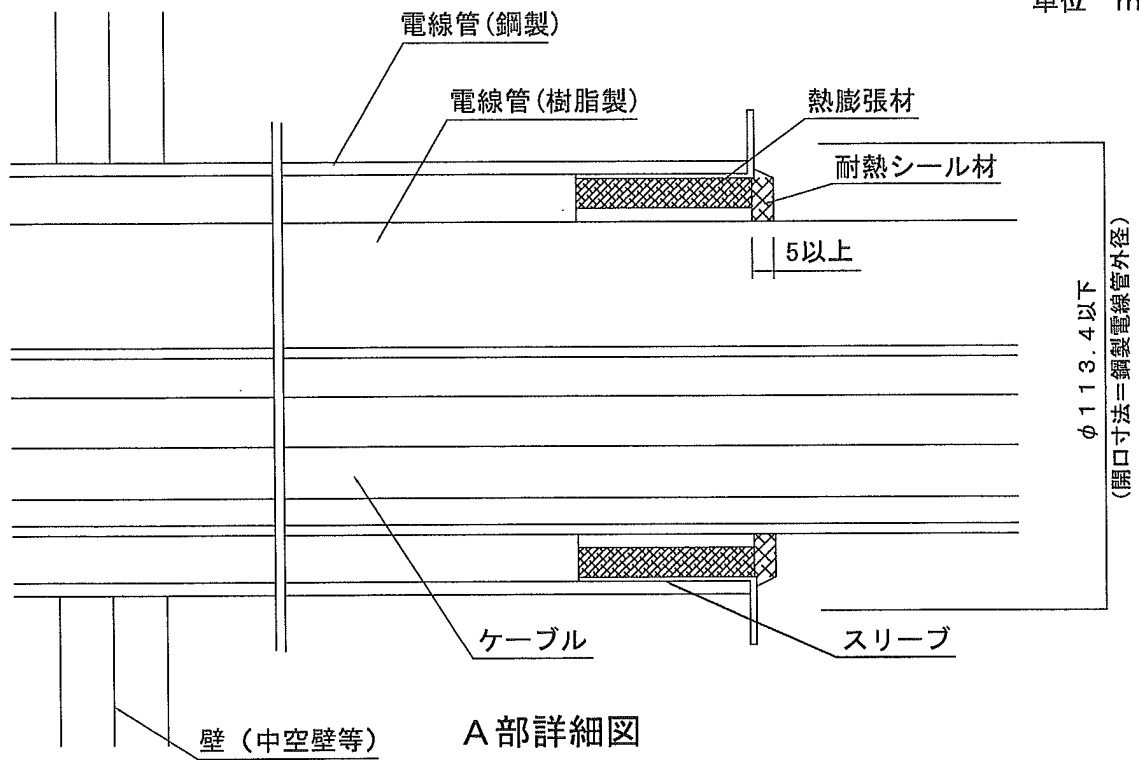
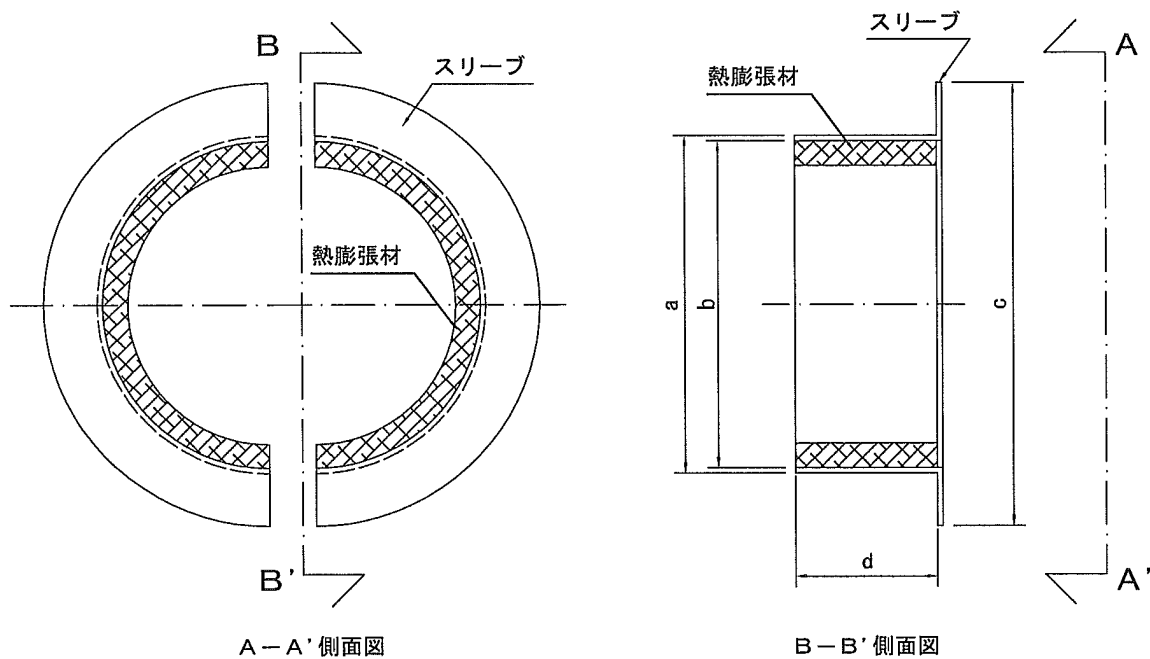


図3 構造説明図

単位 mm



鋼製電線管 外径寸法	a	b	c	d	熱膨張材厚さ
φ 50.8	40	37	70	40	3
φ 76.2	64	61	94	40	5
φ 113.4	96	93	126	40	7

注) 外径寸法における各部の標準寸法を示す。

図 4 構造説明図



## 6. 施工方法

施工図を図5に示す。

施工は以下の手順で行う。

### (1) 開口部の確認

開口部面積、鋼製電線管、ケーブル、樹脂製電線管等の占積率及び壁材等が、申請仕様に適合しているかを確認する。

### (2) 貫通部材の設置

鋼製電線管、ケーブル、樹脂製電線管等の貫通部材に外傷等の異常が無い事をチェックした上で、所定の部材を所定の位置になるように固定し設置する。

なお、鋼製電線管と壁との接触部分は原則隙間の無いように施工する。状況に応じて、壁材と同等の材料を用いて、接触部分に埋め戻し若しくは盛り上げる。

### (3) スリーブの設置

スリーブを、ケーブル・樹脂製電線管等を挟んで嵌め合わせ、鋼製電線管開口に設置する。

なお、スリーブは鋼製電線管開口の両側施工とする。

### (4) 耐熱シール材の充てん

スリーブとケーブル等の隙間に、耐熱シール材を厚さ5mm以上隙間無く充てんする。

単位 mm

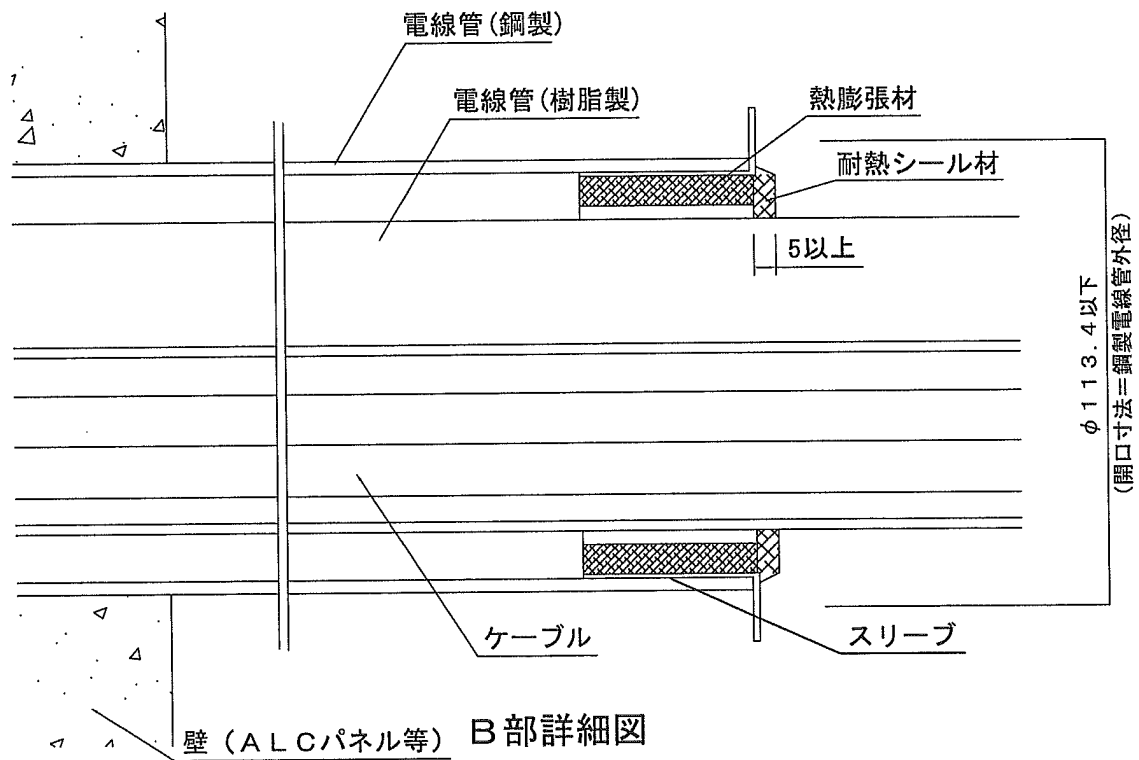
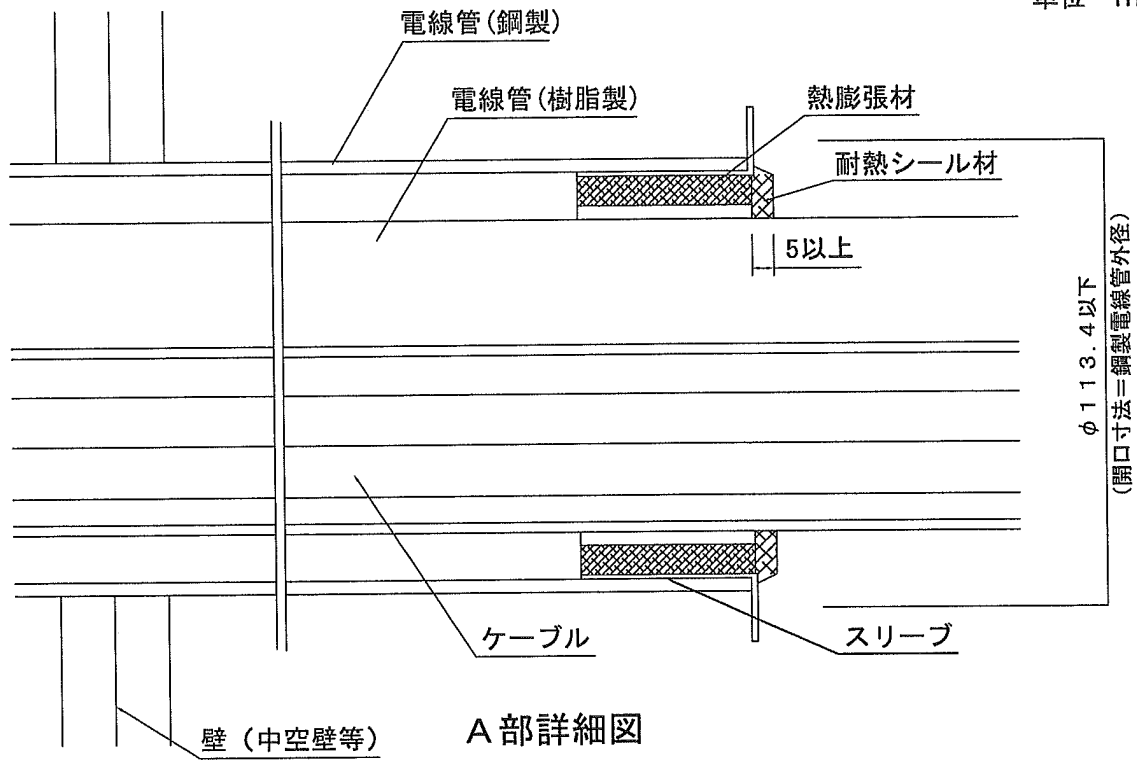


図5 施工図